

警備員指導教育責任者新規及び追加取得講習[3号]の開催案内

愛知県公安委員会から見出しの講習に関する公告(愛知県のホームページの愛知県公報欄)がなされましたのでご案内申し上げます。なお、最近受講資格がないのに受講申込みをする例が散見されます。
受講ご希望の方は、受講資格や申込み期間等をよく確認されてご応募下さい。

I 新規取得講習

1 実施期日、予定人員、受講申込期間及び受講手続期間

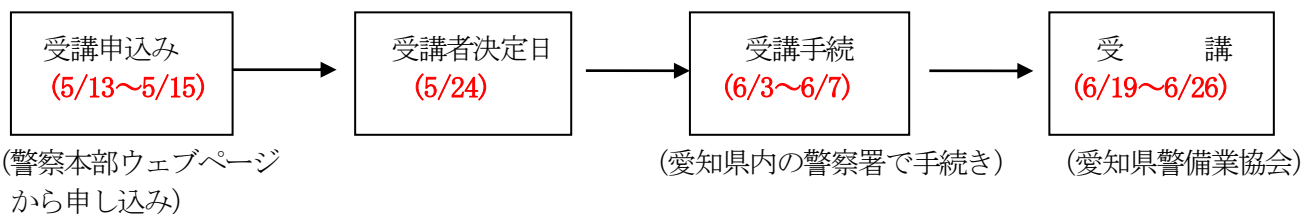
| 区分 | 実施期日 | 人員 | 受講申込期間 | 受講者決定日 | 受講手続期間 |
|----|--|-----|----------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 3号 | 令和6年6月19日(水)から同月26日(水)まで(土、日を除く。)の午前9時～午後5時30分まで | 20人 | 令和6年5月13日(月)午前9時から同月15日(水)午後5時まで | 令和6年5月24日(金) | 令和6年6月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時～午後5時まで |

2 講習を受講できる方

<実施期日において次のいずれかの要件(以下「受講要件」という。)に該当することが必要です。>

- (1) 最近5年間に当該(3号)講習に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である方
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る警備業法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている方
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事している方
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る旧検定規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている方又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事している方

3 受講までの手続きの流れ



4 受講申込み方法

受講を希望される方は、愛知県警察本部のウェブページ(<http://www.pref.aichi.jp/police/>)から、「申請・手続き」「警備業」「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んで下さい。

受講申込については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定(抽選の当選者)については愛知県警察本部のウェブページ(<https://www.pref.aichi.jp/police/>)内で公表します。その際、個人を特定する方法として受講受付の際に付番する「整理番号」により公表します。